

第6期大田原市障害者福祉計画・第7期大田原市障害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画(案)に関する」意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

- 1 計画等の名称 第6期大田原市障害者福祉計画・第7期大田原市障害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画(案)
- 2 計画等の案の公表 令和5年11月27日（月）
- 3 意見公募期間 令和5年11月27日（月）～12月20日（水）
- 4 意見の提出状況 2名
- 5 提出された意見数 6件
- 6 提出された意見に対する市の考え方 ご意見の内容は、一部要約しております。

No.	意見の内容	市の考え方
1	16 ページ アンケート調査結果に基づく障害のある人の状況 今後の施策改善や充実を図るための参考になると思うが、回収率が44.4%は何を意味しているのか考えるべきかもしれない。精神的に余裕がなく人に言えない悩み苦しみを多く自分自身で抱え込んでいる気がしてならない。そうした意味からも調査は無駄ではないのかもしれない。アンケートの調査項目を増やすのも良いのでは。	アンケート回収率は44.4%でありましたが、アンケート調査項目は、当事者団体や関係者等と協議したうえで、障害のある方にも伝わりやすい表現に工夫するとともに、回答する方の負担を考えて設問を設定しております。 いただきましたご意見は、次回計画策定時アンケート調査の参考とさせていただきます。
2	52 ページ 基本目標2 地域で暮らしを支える生活支援の充実 (1) 相談支援体制の充実 平成30年度から面的整備により必要な機能のうち緊急時の受け入れ機能とグループホームの体験機能の2つの整備を令和5年度末までに整備していくとあったが国の基本指針の内容、県の目標、本市の達成状況は？ 本市でも面的整備型に多機能拠点整備の複合型を目指すべきと思うが	国の基本指針は、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することです。 県の目標は、令和5年度末までに地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整を行う仕組みと共に、本県の各地域において必要とされる機能を持つ体制を整備することです。 本市の達成状況は令和5年度末までに面的整備により必要な機能のうち緊急時の受け入れ機能とグループホームの体験機能の2つを整備済みでございます。 本市でも面的整備型に多機能拠点整備の複合型を目指すべきと思うがとのご意見ですが、87 ページ〈大田原市の取組〉の5行目に「強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実を図るた

		<p>め、支援ニーズ等を把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。」とありますので、この中で「多機能拠点整備」の必要の有無についても検討していきます。</p> <p>以上のことから、計画案のとおりとさせていただきます。</p>
3	<p>68 ページ</p> <p>基本目標4 障害のある児童への支援の充実</p> <p>(1) 切れ目のない支援体制の充実</p> <p>前期では難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築について本市における設置目標、市における設置についても協議していくとあったが現況はどうなっているのか。</p> <p>児童発達支援センターを本市に設置について協議していくとあったがどうなったのか。</p>	<p>現計画における難聴児のための中核的機能を有する体制の構築について本市における設置目標は「県及び子ども幸福課と連携し、障害児通所支援事業等の充実を図ってまいります。」であり、現況としましては 109 ページの表のとおり「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の利用者数、利用量は共に大きく伸びております。</p> <p>児童発達支援センターについては、91 ページ①児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進の大田原市の取組で、児童発達支援センターが「県北圏域で1箇所設置されており、障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を実施しています。地域における中核的な支援施設となることから、引き続き、市内における設置を働きかけていきます。」と記載しております。</p> <p>以上のことから、計画案のとおりとさせていただきます。</p>
4	<p>85 ページ</p> <p>1 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標</p> <p>グループホームの利用者にも在宅の利用者同様の移動支援事業の利用を認めるべきと思うが。</p> <p>現場では障害の重い方々への日常介護スタッフ確保で手が一杯である。外出も困難のようである。これらについても考えるべきではないか。</p>	<p>移動支援事業は現在のサービスの中で、グループホーム利用者に対する地域生活支援としての移動支援事業の利用は認められております。また、医師の指示により、定期的に通院を必要とする場合に限り、回数の制限はありますが居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助を利用することができます。</p> <p>以上のことから、計画案のとおりとさせていただきます。</p>

5	<p>障害者福祉計画全体を見て 重度障害者の親亡き後の受け皿を考えておくべきと考える。 最重度の知的障害児の強度行動障害のある重心の方々などの意思決定が困難で質量ともに多くの支援や常時の見守りを必要とする人たちを支援していただけるグループホームが無い。親が障害のある子どもを支えられなくなった時の受け皿について市として現状の把握をし、対応を考えておかなければならないと考える。 精神障害者が増加している現状で引きこもり等で医療や福祉サービスにつながっていない方はまだまだたくさんいると思われま。そういった方の支援の充実を図るとともに居場所づくりの支援も考えるべきである。</p>	<p>障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えつつ障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような支援体制と、施設や病院にいる精神障害者に対し、地域移行ができるよう支援するため、平成 30 年度から大田原市地域生活支援拠点の整備を開始しております。 精神障害者の相談体制は、64 ページの「相談体制の充実」で「市、大田原市障害者相談支援センター、地域生活支援センターゆずり葉、県北健康福祉センター、精神保健福祉センター等との連携のもと、精神障害者の相談支援の充実を図ります。」と記載しており、居場所づくりの支援についても相談対応いたします。 以上のことから、計画案のとおりとさせていただきます。</p>
6	<p>那須特別支援学校の保護者です。寄宿舎の閉舎問題についてです。那須特別支援学校の保護者達はこれまで重ね重ね県に寄宿舎の重要性、必要性を訴え続けて参りましたが、閉舎は延期されたものの、閉舎そのものは決定したままです。改めて大田原市にも訴えさせていただき、県への寄宿舎存続へ働きかけをより一層強くしていただけたらと思います。</p>	<p>本計画と直接関係のないご意見と考えますが、70 ページに記載のとおり、障害のある児童への支援の充実のため、那須特別支援学校と連携してまいります。 以上のことから、計画案のとおりとさせていただきます。</p>